

富里市有料広告掲載基準

以下の各号に該当する場合は、広告を掲載できません。

(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条に違反するもの
- ・ 広告に関する規定がある法律等に違反するもの
医療法（第6条の5～8）、介護保険法（第98条）、薬事法（第66条～68条）、
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（第7条）
柔道整復師法（第24条）、旅行業法（第12条の7、8）等に違反するもの
- ・ 許認可が必要な事業で、許認可されていない事業者が行うもの
- ・ その他、業務、営業行為、商品等について規定している法律等に違反するもの 等

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの

- ・ ギャンブル等射幸心をあおる可能性のあるもの
- ・ 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体等
- ・ 自由・人権を害するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

- ・ 政治活動（公職選挙法に抵触するおそれのあるもの等）
- ・ 宗教活動（宗教団体による布教推進等）
- ・ 意見広告（個人又は団体の主義主張等）
- ・ 個人の宣伝（個人の名前を宣伝するもの等）

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの及び類似するもの

- ・ 接待飲食等（キャバレー、クラブ等）
- ・ 遊技場営業（麻雀店、パチンコ店、スロットマシン、ゲームセンター等）
- ・ 性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）
- ・ その他風俗営業類似の業種

(5) その他

- ・ 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- ・ 性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いるもの
- ・ 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業（銀行、信託会社、その他政令で定められた金融機関、証券業の認可のあるもの以外のもの）
- ・ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの
- ・ 著作権・肖像権の侵害にあたるもの
- ・ 本市が推奨していると思わせる表現のもの
- ・ 社会問題を起こしている業種や事業者
- ・ 民事再生法又は会社更生法による再生、更生手続中の事業者
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・ その他、市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすものと市長が認めるもの

掲載にあたり留意が必要な広告

たばこに関する広告	禁煙を促進しないような，企業活動の広告並びに喫煙マナー及び未成年者禁煙防止等を提唱する広告であること。
人材募集広告	ア．労働基準法等関係法令を遵守していること。 イ．人材募集に見せかけて，売春等の勧誘やあつ旋の疑いがあるものは掲載しない。 ウ．人材募集に見せかけて，商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
医療・医薬品等	医療法上の診療科目及び法で認められた医療類似行為（あん摩マッサージ，指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師）以外の広告は掲載できない。 掲載できない例：エステティックサロン，美顔，痩身，脱毛，植毛，美容整形等の医療，施術等の役務サービス業
不動産業	「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う広告であること。 例：事業者自体の広告は，名称，所在地，電話番号，認可免許証番号等を明記 不動産売買や賃貸の広告の場合は，取引様態，物件所在地，面積，建築月日，価格，賃料，取引条件の有効期限等を明記
映画，興行等	年齢制限等，一部規制を設けているものはその内容を表示する。
組合，団体等	労働組合のように一定の社会的立場と主張をもった組織の掲載内容は，名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
アルコール飲料	未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
責任の所在が不明確な広告	広告主の名称，所在地，電話番号を明記する。（携帯電話は不可）
誇大広告	誇大な表現（誇大広告），根拠のない表示及び誤認を招くような表現は掲載しない。（確実な根拠がある場合を除く。） 例：「世界一」「日本一」や「1ヶ月で確実にマスターできる」など
個別の基準	この基準に規定するもののほか，広告媒体の性質に応じて，広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は，別途基準を作成することができる。

* バナー広告について

バナー広告については，広告がリンクしているWEBページに本掲載基準に基づいた記述があること。